

道路工事施行承認(道路法第24条)について

古川国道維持出張所

道路法24条 道路管理者以外の者の行う工事

「道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項又は第19条から22条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計および実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。」

1. 承認申請には、下記の書類が必要になります。

	作成書類名称	部数	備考
1	道路工事施行承認申請書	1	
2	工事仕様書(数量集計表)	2	
3	同意書等	2	別紙添付(開発行為等)
4	誓約書・確約書	2	
5	申請理由書	2	
6	位置図	2	縮尺(1/50000又は1/25000)
7	現況平面図	2	縮尺(1/500以上)
8	計画平面図	2	縮尺(1/500以上) 現況と計画を重ねて表示
9	計画縦断図	2	縮尺(1/100以上) 横 (1/1000以上) 現況と計画を重ねて表示
10	計画横断図	2	縮尺(1/100以上) 現況と計画を重ねて表示
11	構造図(カタログ添付)	2	縮尺(1/50以上)
12	建物配置図	2	縮尺(1/500以上) 計画平面図と兼ねることが出来る
13	給排水計画図	2	縮尺(1/500以上)
14	施工面積計算書	2	縮尺(1/500以上) 三斜法により図面に記入すること
15	交通規制図(保安施設設置図)	2	
16	公図(写)・全部事項証明書	2	
17	軌跡図	2	出・入をそれぞれ別葉とする
18	現況写真	2	朱書等で施工箇所を明示する
19	交通処理計画書	2	事業規模が大きい場合
20	事業計画概要書	2	事業規模が大きい場合
21	施工計画書	2	事業規模が大きい場合
22	構造計算書	2	事業規模が大きい場合
23	警察協議書	2	事業規模が大きい場合

注記)

- ①当該工事に要する費用は、全額申請者の負担となる。(道路法57条)
- ②当該工事により完成した道路区域内の施設は、道路管理者に帰属する